

自転車の交通ルール、知っていますか？

自転車は、手軽に乗れて便利な乗り物ですね。

子どもの頃、補助輪なしで走れるようになったときの嬉しさを覚えている方も多いと思います。



ただし、「自由に乗れること」と「自由に道路を走ってよいこと」は別の話です。自転車にも、みんなが安全に通行するための交通ルールがあります。

今年4月からは、道路交通法の一部改正により、自転車の違反にも交通反則通告制度（青切符制度）が適用されるようになりました。

テレビやインターネットでも取り上げられているので、ご存じの方も多いかもしれません。

自転車事故が多いこと、そして自転車側に原因がある事故も少なくないことから、事故を減らすために始まった制度です。



自転車安全利用五則

自転車利用時の「きほんのき」として5つのルールを実践することが重要です

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



こんなルール違反していませんか？

✗ ながらスマホ

片手運転になり、周りへの注意も散ってしまうためとても危険です。

ヘッドホンやイヤホンも、周囲の音が聞こえにくくなります。



✗ 歩行者のすき間をすり抜けて走行

歩道は、歩行者が優先です。歩行者がいるときは徐行し、

歩行者のさまたげとなる場合は止まって待ちましょう。



✗ 一時不停止

いわゆる「飛び出し」です。「止まれ」の標識がある場所だけでなく、見通しの悪い交差点ではいったん止まって、安全を確かめましょう。



自転車は車の仲間です。交通ルールを守り、安全に利用しましょう。